

人材コンサルティング基本契約書

〇〇〇〇〇株式会社(以下「甲」という。)と株式会社ジャイロクロス(以下「乙」という。)は、甲のために乙が行うコンサルティング・サービスについて、次のとおり基本契約(以下「本契約」という)を締結する。

(サービスの内容)

第1条 甲は、乙に対し下記事項に関する業務を委嘱し、乙はこれを承諾したものとする。

- (1) 甲が行う求人についての適切な求職者の紹介
- (2) 上記の紹介を行うについての相談、助言、人材の開拓や調査

(紹介手数料)

第2条 甲は、乙が紹介し甲が採用を決定した人材(以下「採用決定者」という。)が入社したとき、乙の業務の対価として年収(基本給・諸手当・賞与額)予定額の30%の紹介手数料に消費税を加算した額を乙に支払う。尚、賞与額とは、固定的に支払われる賞与と、初年度に支払うと提示・保証された業績賞与を指すものとする。

2. 甲は、採用決定者の入社日の属する月の翌月末日までに、第1項の紹介手数料を乙の指定する銀行口座へ振込送金する方法により支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。
3. 第1項に拘わらず、甲及び乙は、紹介手数料について個別案件に応じ、協議の上変更できるものとする。
4. 乙による紹介以前に、甲が第三者から当該採用決定者の紹介を受けていた場合、または当該採用決定者から応募の意思表示を受けていた場合には、甲は乙に対して本条第1項に定める紹介手数料を支払う義務を負わないものとする。
5. 紹介手数料は、乙が候補者を紹介した後12カ月以内に、甲が乙を介することなく当該候補者と接触し、当該候補者が甲に入社した場合にも発生する。

(通知)

第3条 甲は、前条第1項の紹介手数料の算定根拠となる採用決定者の年収予定額及び入社日を、書面にて乙に通知しなければならない。

(秘密の厳守)

第4条 甲は、本契約により乙から知り得た第三者に関する情報をすべて秘密とし、これを他に漏らさないとともに、乙は、本契約により知り得た甲の秘密又は不利益となる事項を他に漏らさないものとする。また、本契約終了後も秘密保持義務は、3年間にわたり有効に継続するものとする。

(業務規範)

第5条 甲乙とも求職者の立場を考慮し、可及的すみやかに採否を決定するものとする。

(紹介手数料の返金)

第6条 採用決定者が本人の都合若しくは本人の責めにより入社後3ヶ月以内に退職した場合、乙は、紹介手数料の50%を甲に返還する。なお、返還請求は、当該採用決定者の退職後1ヶ月以内に甲が乙に文書(電磁的方法を含む。以下同じ)で申し出るものとする。

2. 乙は、前項により返還すべき紹介手数料を、当該採用決定者の退職または解雇日の属する月の翌月末日までに、甲の指定する銀行口座へ振込送金する方法により支払う。なお、振込手数料は乙の負担とする。

(費用負担)

第7条 本業務に関連して乙が負担した諸費用（交通費・宿泊費・資料費用等を含みこれらに限られない。）については、乙の負担とする。

(有効期間)

第8条 本契約は契約締結の日から1年間有効とする。但し、期間満了時点において甲乙のいずれから異議がない場合は、自動的に更に1年間同条件で更新することとし、その後も同様とする。尚、有効期間中にあっても甲乙いずれか一方の文書による通知(但し、3ヵ月前迄)をもって解除することができる。

(反社会的勢力でないことの表明・確約)

第9条 甲及び乙は、相互に相手方に対し、自己又は自己の役員、使用人若しくは主要な株主が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)ではないこと、反社会的勢力の維持若しくは運営に協力又は関与していないこと及び自己の経営に反社会的勢力が関与していないことを表明し確約する。

(反社会的勢力の排除)

第10条 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当し、又は報道等により該当する蓋然性が高いと一般に認められる場合には、何らの催告を要しないで、本契約を解除することができる。

- (1) 相手方又は相手方の役職員が反社会的勢力である、又は反社会的勢力であった場合
 - (2) 相手方又は相手方の役職員が反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金若しくは役務の提供等を行い又は反社会的勢力と何らかの取引を行うことにより、反社会的勢力の活動を積極的に援助している場合
 - (3) 相手方又は相手方の役職員が反社会的勢力と交際している場合
 - (4) 相手方の役職員が自ら、又は第三者を介して、当該甲又は乙に対し、暴力行為・脅迫行為等の暴力行為又は詐欺的手法等を用いて不当な要求・業務の妨害・信用の毀損をする行為を行った場合
2. 甲又は乙は、本条の規定により、この契約の全部又は一部を解除した場合、解除した当事者である甲又は乙が被った損害について、被解除当事者となる相手方に賠償請求することができる。
3. 甲又は乙が前項の規定により本契約を解除した場合、被解除当事者となる相手方に損害が生じて、その賠償責任を負わない。

(契約解除)

第11条 甲及び乙は、相手方が以下の各号の一に該当する場合、何らの通知又は催告をすることなく、本契約を解除することができる。

- (1) 監督官庁より営業の許可取消し又は停止等の処分を受けたとき
- (2) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥り、又は自ら振り出し若しくは引き受けた手形・小切手が1通でも不渡りとなったとき
- (3) 銀行取引停止処分を受けたとき
- (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始の申立てを受け、又は自ら

申し立てたとき

- (5) 差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあった場合
 - (6) 租税公課の滞納処分を受けた場合
 - (7) 財産状態が悪化し又は悪化するおそれがあると認められる相当の事由があるとき
 - (8) 解散の決議をしたとき
 - (9) 本契約に定める条項につき重大な違反があったとき
 - (10) その他前各号に準じる事由が生じたとき
2. 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、相手方が本契約に違反した場合において、書面による催告後 14 日以内に当該違反状態が是正されないときは、本契約を解除することができる。
3. 甲又は乙が前二項のいずれかに該当するときは、本契約の解除の有無にかかわらず、相手方に対して負担する一切の債務につき、当然に期限の利益を失うものとする。
4. 第1項及び第2項に基づく解除は、相手方に対する損害賠償請求権の行使を妨げない。

(存続規定)

第12条 本契約の終了後にかかわらず、本条、第4条（秘密保持）及び第14条（合意管轄）の規定は、引き続きその効力を有する。ただし、第4条（秘密保持）については、本契約の終了後3年間に限り、その効力を有する。

(疑義事項)

第13条 本契約に定めのない事項及び本契約の条項に関し疑義がある場合においては、甲乙双方誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

(合意管轄)

第14条 本契約に関し当事者間に紛争が生じたときは、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各一通を保有する。

年 月 日

(甲)東京都〇〇〇〇区〇〇〇〇 3-3-3

〇〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

(乙)東京都渋谷区幡ヶ谷三丁目20番-2-507

株式会社ジャイロクロス

有料職業紹介事業(許可番号 13-ユ-314431)

代表取締役 島根 健次